

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 内容

鎌倉市では例年、7月1日から8月31日まで材木座海岸、由比ヶ浜、腰越海岸（以下「3海水浴場」という。）に海水浴場を開設しています。海水浴場を開設した場合、3海水浴場内では、「鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例」が適用となり、条例で定める危険遊具それらに類する遊具の使用ができなくなります。特に海水面ではサーフボードの使用が禁止されているため、海水浴場開設時間の午前9時から午後5時までサーフィンが禁止されています。

特に近年、海の利用方法が多様化しており、海水浴場開設期間でもサーフィンなどのマリンスポーツができるようにしてほしいとの声を市民の皆さんから多くいただいています。また、マリンスポーツのための移住者も多く、マリンスポーツの全国大会に出場する鎌倉出身の子供たちも多い状況です。また、砂浜においては、ビーチバレーやビーチサッカーなどを楽しみたいとの声も多く寄せられています。

このような状況において、海水浴場のあり方を見直し、マリンスポーツやビーチスポーツにも利用できるようにすることを目的として、こうした別表に定める危険遊具の見直しを行い、海水浴場開設時間内でもサーフィンができるよう条例の一部を改正するための意見公募手続きを実施しようとするものです。

2 これまでの経過

鎌倉市の海水浴場では、海水浴場の健全化に向け「他人を思いやり、お互いが快適に楽しめる海水浴場」を基本理念とした「鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例」を平成26年に制定し、翌27年には、遊泳者の安全確保のための改正を行い、砂浜での飲酒や音響機器の使用を禁止することで、風紀の改善に努めてきました。

本改正では、多様化する海の利用方法に対応するため、以下本条例別表に定める海水浴場での禁止行為の緩和を検討しているところです。

現行条例の別表（第2条）

規則に定める方法により計測した大きさがおおむね250平方センチメートルを超える入れ墨等を露出すること。
音響機器等を用いて音楽や音声を発すること（公共性又は公益性の高い行事等を行う場合であって、市長が特に認めるときを除く。）。
海浜事業者が設置する店舗（第2条第2号の許可を受け占有している場所をいう。以下同じ。）以外の場所で飲酒すること（公共性又は公益性の高い行事等を行う場合であって、市長が特に認めるときを除く。）。
ごみを捨てることのできる場所として市長が指定した場所以外の場所にごみを捨て、又は放置すること。
喫煙をすることができる場所として市長が指定した場所以外の場所で喫煙すること。
海浜事業者が設置する店舗以外の場所でバーベキューを行うことその他裸火を使用すること（喫煙を除く。）。
県条例第2条第3項に規定する遊泳区域内に動物を入れること（海水浴場の開場時間（第2条第1号の許可を受けた開場時間をいう。以下「開場時間」という。）に限る。）。
サーフボード、軟式又は硬式の野球ボール、木製又は金属製のバット、革製のサッカーボール、プラスチック製のフライングディスクその他規則で定める人の身体に危害を及ぼすおそれがある遊具を使用すること（開場時間に限る。）。

3 一部改正の概要

上記「1内容」のとおり、本条例別表に定める海水浴場における禁止行為について、指定する遊泳区域外のエリアにおいては、サーフィン等ができるように改正し、また砂浜では、指定するエリアにおいてビーチスポーツを楽しむようにするための条例改正を行います。このことについて、皆様のご意見をお待ちしております。

4 条例制定等のスケジュール

令和4年（2022年）11月	意見公募手続き
令和5年（2023年）2月	鎌倉市議会条例議案上程（予定）
令和5年（2023年）4月	条例施行（予定）

5 その他

なお、条例の一部改正が可決成立した場合においても、実際に海水浴場において、マリンスポーツやビーチスポーツなどを行うようにするにあたっては、その区域や時間、スポーツの種類などについて、鎌倉市海水浴場対策協議会で、地域住民、漁業組合、海浜組合、マリンスポーツ関係者などの関係者と協議し、合意形成を図ったうえで、最終的に市長が決定します。